

特定非営利活動法人 Tプラス・ファミリーサポート 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人Tプラス・ファミリーサポートという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県丹波市氷上町賀茂1457番地1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子供を持つ保護者及び社会参加を目指す女性に対して、相互育児支援、出張保育、女性と保護者に対する相談・助言、他団体とのネットワーク推進、並びに行政等からの受託に関する事業を行い、女性と保護者が、育児をしながらも良識のある自己実現を目指すことが出来、安心して子供を産み育てられる社会の構築、及び女性自らが自立し、責任のある行動をとる努力をしていける男女共同参画社会の形成の促進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 依頼者と協力者による相互育児支援事業
- (2) 出張保育事業
- (3) 女性と保護者に対する育児及び人生等の相談助言事業
- (4) 育児支援に関する活動を行う他団体とのネットワーク推進事業
- (5) 行政等からの受託事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体
- (3) 前2号の他に、理事会においてその他の会員を定めることができる。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上、10人以内
 - (2) 監事 1人以上、3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、2人以内の副理事長を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員は、任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終了するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、会費の口数にかかわらず、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(4) 事業計画及び収支予算の変更

(5) 入会金及び会費の額

(6) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(7) 事務局の組織及び運営

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費並びに登録料
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 10 章 顧問

(顧問)

第 56 条 この法人には、正会員の推薦を得、理事会の承認を経て、顧問を若干名置くことができる。

第 11 章 雑則

(細則)

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	谷水ゆかり
副理事長	古倉泰子
同	平井 紫
理事	芦田昌幸
同	山下由紀子
監事	高田敏弘
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から最初の通常総会開催日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の正会員と賛助会員の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員

個人	(1)	入会金	一口	500円
	(2)	年会費	一口	500円
団体	(1)	入会金	一口	1,000円
	(2)	年会費	一口	1,000円

賛助会員

個人	年会費	一口	1,000円
団体	年会費	一口	5,000円

設立趣旨書

1 趣旨

この法人は、子供を持つ保護者及び社会参加を目指す女性に対して、相互育児支援、出張保育、女性と保護者に対する相談・助言、他団体とのネットワーク推進、並びに行政等からの委託に関する事業を行い、女性と保護者が、育児をしながらも良識のある自己実現を目指すことが出来、安心して子供を産み育てられる社会の構築を目指す。

また女性自らが自立し、責任のある行動をとる努力をしていける男女共同参画社会の形成の促進に寄与することを目的とする。

丹波地域においては早くから超高齢化が進んでいるため、福祉行政においては高齢者に対する施策が先立ち、育児支援に関しては遅れがちであった。「高齢化＝少子化」であることは忘れてはならず、少子化対策も急務で、発言の機会があるたびに、相互育児支援の必要と保護者や女性の生き方の多様性を訴えてきた。

その丹波市においてもようやく「ファミリーサポートセンター事業」が実施されようとしている。私は平成11年に民間のボランティアとして「Tプラス・ファミリーサポート」を立ち上げ、当時氷上郡の育児支援施策に不足している部分を補ってきたものと認識している。丹波の地域性を熟知した上でノウハウと実績を積み重ね、多くの保護者や女性の支援をしてきた。

今こそ丹波市が「ファミリーサポートセンター事業」を始めようとする際、今までの実績と経験を活かしたく、民間独自の柔軟性を発揮し、受益者の細かいニーズに対応していきたい。兵庫県及び内閣府の薦めに従って「参画と協働」を学んできた一市民とその民間団体として、丹波市の「参画と協働」のさきがけとなり、その業務委託を受けるために法人化する。

さらに今後はNPO法人としての責任と可能性を鑑み、子供を持つ保護者及び社会参加を目指す女性の視点から、市民レベルで身をもって感じる地域社会の矛盾とそこに必要な支援を見つけ出し、まちづくりへと発展させていく所存である。

2 申請に至るまでの経過

- 平成11年 4月 Tプラス・ファミリーサポート立上げ。
氷上町児童育成計画（エンゼルプラン）策定委員（～12年3月）となる。
9月 第1回交流会開催。
12月 「ボランティアフォーラム」パネルディスカッション参加。
- 平成12年 2月 ドリカムたんば：丹波の森夢ビジョン推進ネットワーク会議でワークショップ開催。
3月 総理府主催「男女共同参画ヤングリーダー会議」に参加及び報告会の開催。
- 平成13年 4月 第2回交流会開催。
- 平成14年 3月 3周年記念イベント「CAP学習会」開催。
10月 PTA移動学習講座「育てたように子は育つ」協賛。
- 平成15年 3月 「氷上町ボランティア市民活動フォーラム」にパネリストとして参加。
- 平成16年11月 5周年記念誌発行。
- 平成17年10月 丹波市1周年記念シンポジウム パネルディスカッション参加。
- 平成18年 1月 設立総会開催。

平成18年 1月 22日

特定非営利活動法人 Tプラス・ファミリーサポート
設立代表者

住所又は居所

兵庫県丹波市氷上町賀茂1457番地1
氏名 谷水 ゆかり 印

役員名簿

特定非営利活動法人 Tプラス・ファミリーサポート

役名	氏名 <small>ふりがな</small>	住所又は居所	報酬の有無
理事 (理事長)	たにみずゆかり	兵庫県丹波市氷上町賀茂1457番地1	有
	谷水ゆかり		
理事 (副理事長)	こくらやすこ	兵庫県丹波市柏原町小南26番地	無
	古倉泰子		
理事 (副理事長)	ひらいゆかり	兵庫県丹波市市島町酒梨10番地1 市営住宅城ヶ花団地1-305号	無
	平井紫		
理事	あしだまさゆき	兵庫県丹波市氷上町御油83番地	無
	芦田昌幸		
理事	やましたゆきこ	兵庫県丹波市山南町和田210番地13	無
	山下由紀子		
監事	たかたとしひろ	京都府福知山市三和町中出49番地の1	無
	高田敏弘		

18年度事業計画書

特定非営利活動法人 Tプラス・ファミリーサポート

1 事業実施の方針

初年度は、主に今まで培ってきた依頼者と協力者による相互育児支援事業を充実する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者の 予定人数	受益対象者の範 囲及び予定人数	支出見込み 額（千円）
(1) 依頼者と協力者による相互育児支援事業	協力者家庭内における保育	随 時 / 土・日曜 日・祝日・ 夜間も可 能	協力者の 自宅	協力者 9人/月 コーディネーター 1人/件	丹波市内の子育 て中の保護者 9人/月	324
(2) 出張保育事業	外出する保護者等に対する出張保育	10回/年	出張先	5人/回	丹波市・篠山市の 幼児と児童 30人/回	173
(3) 女性と保護者に対する育児及び人生等の相談助言事業	電話・手紙・電子メールによる相談・助言・専門機関への案内	随時	事務局	1人/回	丹波市内の子育 て中の保護者 100人/月	161
	カウンセリング	1回/月	事務局	2人/回	丹波市内の子育 て中の保護者 10人/月	
(4) 育児支援に関する活動を行う他団体とのネットワーク推進事業	ネットワーク推進事業	2回/年	事務局	2人/回	近隣地域団体 10人/回	10
(5) 行政等からの受託事業	申請中につき未定					0

19年度事業計画書

特定非営利活動法人 Tプラス・ファミリーサポート

1 事業実施の方針

本年度は、依頼者と協力者による相互育児支援事業の充実と出張保育事業や女性と保護者に対する育児及び人生等の相談助言事業に力を入れる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込み額（千円）
(1) 依頼者と協力者による相互育児支援事業	協力者家庭内における保育	随 時 / 土・日曜日・祝日・夜間も可能	協力者の自宅	協力者 10人/月 コーディネーター 1人/件	丹波市内の子育て中の保護者 10人/回	406
(2) 出張保育事業	外出する保護者等に対する出張保育	12回/年	出張先	5人/回	丹波市・篠山市の幼児と児童 30人/回	207
(3) 女性と保護者に対する育児及び人生等の相談助言事業	電話・手紙・電子メールによる相談・助言・専門機関への案内	随時	事務局	1人/回	丹波市内の子育て中の保護者 100人/月	192
	カウンセリング	1回/月	事務局	2人/回	丹波市内の子育て中の保護者 10人/月	
(4) 育児支援に関する活動を行う他団体とのネットワーク推進事業	ネットワーク推進事業	2回/年	事務局	2人/回	近隣地域団体 12人/回	10
(5) 行政等からの受託事業	準備中					10